

ふくしま農商工連携ファンド事業審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしま農商工連携ファンド事業実施要領第18条の規定に基づき、公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）がふくしま農商工連携ファンド事業に係る助成事業の審査等を行う機関として、ふくしま農商工連携ファンド事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 助成対象者の事業計画等の審査に関すること。
- (2) 助成事業者の事業実績等の評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内とし、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、センター専務理事をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、適宜、学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 審査等を行うに当たり、審査等案件に関係を有する委員は、当該案件の審査に参加できないものとする。

(専門部会)

第5条 委員会に農商工連携創出事業専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 助成対象者の事業計画等の事前審査に関すること。
- (2) 助成事業者の事業実績等の事前評価に関すること。
- 3 専門部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 4 専門部会に部会長を置き、国立大学法人福島大学地域創造センター副センター長をもって充てる。
- 5 前条の規定は、本条の規定による専門部会の会議について準用する。この場合において、「委員会」とあるのを「専門部会」と、「委員長」とあるのを「部会長」と、「委員」とあるのを「部会員」と、「審査等」とあるのを「事前審査等」と読み替えるものとする。

(任期)

第6条 委員及び部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員及び部会員が辞任した場合、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行う。

(謝金等)

第7条 委員及び部会員の謝金及び旅費は、次により支給するものとする。

(1) 謝金 1日につき28,200円

(2) 旅費 センター旅費及び費用弁償に関する規程に基づく額

2 委員又は部会員が、同一の日に開催されるふくしま産業応援ファンド事業審査委員会又はふくしま産業応援ファンド事業地域資源活用型事業専門部会に出席する場合は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の2分の1の額を支給するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び部会員は、委員会又は専門部会において知り得た秘密を厳守するとともに、これを利用してはならない。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営等に関し必要な事項は、センター理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

ふくしま農商工連携ファンド事業審査委員会

	所 属	役職氏名（敬称略）
委 員	公益財団法人福島県産業振興センター	専務理事 後 藤 茂 敏
	国立大学法人福島大学地域創造支援センター	副センター長 丹 治 惣兵衛
	日本大学工学部生命応用化学科	教 授 西 出 利 一
	株式会社日本政策金融公庫福島支店中小企業事業	総括課長 岡 伸 一
	福島県農林水産部	食産業振興監 高 荒 昌 展
	福島県商工労働部	政策監 石 井 浩
オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部	

任期 平成 25 年 8 月 9 日

別表第2（第5条関係）

農商工連携創出事業専門部会

	所 属	役職氏名（敬称略）
部会員	国立大学法人福島大学地域創造支援センター	副センター長 丹 治 惣兵衛
	元株式会社ヨークベニマル	食品事業部長 斎 藤 庸 夫
	公立大学法人会津大学短期大学部地域活性化センター	センター長 森 文 雄
	財団法人福島県観光物産交流協会	常務理事 鈴 木 文 男
	福島県農林水産部農産物流通課	農林水産部参事兼 農産物流通課長兼 観光交流局農産物 流通担当課長 吉 田 肇
	福島県商工労働部観光交流局県産品振興戦略課	課 長 黒 田 俊 久
	福島県農業総合センター	副所長 酒 井 孝 雄
	福島県ハイテクプラザ	副所長 桑 田 彰
オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部	

任期 平成 25 年 8 月 9 日